

本宮市誕生20周年記念ロゴマーク 使用ガイドライン

このガイドラインは、本宮市誕生20周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する全ての方に適用されます。ロゴマークを使用される場合には、このガイドラインの内容を確認し、同意の上、ご使用ください。

1 使用目的

ロゴマークは、本宮市誕生20周年の節目として、本宮市を広く周知し、PRする目的のために使用することができます。

2 ロゴマーク

ロゴマークのデザインは、別図のとおりとします。

3 ロゴマークの使用

上記の目的で使用するものであれば、どなたでも使用することができます。使用の際には、使用届（様式1）を本宮市総務政策部政策推進課へ提出又は下記オンラインフォームで提出してください。ただし、次に掲げる場合は、提出は必要ありません。

- (1) 本宮市又は本宮市教育委員会が実施、共催又は後援する事業で使用する場
合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場
合
- (3) 個人が家庭内で使用する場
合
- (4) その他市長が適当と認める場
合



〈オンラインフォーム〉

4 使用期間

ロゴマークの使用期間は、令和9年度末までとします。

5 使用料

ロゴマークの使用料は無料です。

6 使用条件

次のいずれかに該当する場合には使用することができません。

- (1) 本宮市の品位を傷つける、又はその恐れがあること
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する、又はその恐れがあること
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又はその恐れがあること
- (4) 本宮市が、特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援

若しくは公認しているような誤解を与える、又はその恐れがあること
(5) その他、使用目的に鑑みて不相当であると本宮市が認める場合

7 遵守事項

- (1) 縦横の比率を変更して使用することはできません（拡大及び縮小は可能）。また、配色を変更して使用することもできません。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用はできません。
- (3) 取得したデータの第三者への転売又は譲渡はできません。
- (4) ロゴマークを使用した物品等への商標登録や意匠登録等はありません。
- (5) ロゴマークの著作権は本宮市に帰属します。

8 免責事項等

使用者がロゴマークを使用したことにより生じたいかなる損害について、本宮市は一切の責任を負いません。

9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項に関しては市長が別に定めます。なお、このガイドラインは予告なく内容を変更する場合があります。

別図

